

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

相模原市長 本村 賢太郎

## 相模原市条例第16号

### 相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(令和元年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同項第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項第1号(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第10条の5に係る部分に限る。)の規定は、正当な理由なしに、この条例の施行の日以後にする、同法第10条の5の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者について適用する。